

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から2年10月まで

申立期間について加入記録及び保険料の納付記録が確認できない旨の回答があったが、年金手帳に加入の記載がはっきりとあるのに加入記録は確認できないでは済まされない。20歳から加入し保険料を納付してきたはずなので、未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳には、申立期間が加入期間である旨の記載と行政側（申立人の居住市）において当該記載が行われたと考えられるスタンプ印が押印されていることから、申立期間を年金手帳では加入期間として記載する一方で国民年金被保険者名簿では未加入期間としている行政側の記録管理に不適切な点があったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間においては、その直前に勤務していた会社を退職し失業保険給付を受けていたと述べており、失業保険給付を受けていた申立人は、制度上、国民年金の第3号被保険者となることができない（年金手帳の資格記録も強制加入とされている）ことから、厚生年金保険から国民年金への加入手続を行い、保険料納付を行っていたとする申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、国民年金に加入した昭和38年12月以降、申立期間（11か月）を除き60歳までの加入期間について国民年金保険料をすべて納付するとともに、納付済期間の一部期間については付加保険料も納付するなど、納付意識が高かったと認められる申立人が、申立期間を未納のまま放置することも考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成3年3月まで
平成2年7月若しくは8月に、A市役所で加入手続を行い、3年4月からの1年分の保険料と申立期間の保険料（合計25万円程度）をまとめて市役所で納付したという話を夏休みに帰省した時に母から聞いており、申立期間が未加入（未納）となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の母が加入手続と保険料納付を行ったとする平成2年7月若しくは8月時点においては、学生は任意加入対象者とされている（制度改正により強制加入対象者となったのは平成3年4月以降である）ことから、任意加入対象者であった申立人について、20歳になった昭和63年8月にさかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付することはできない上、2年7月若しくは8月時点において申立人の住民票はB区にあったことが確認されることから、住民票の無いA市役所において加入手続と保険料納付を行ったとの主張も不自然である。

さらに、国民年金保険料について、翌年度分の保険料を納付すること（平成3年4月からの1年分の保険料を2年7月若しくは8月に納付すること）は制度上不可能である上、社会保険庁の記録によると、平成3年4月からの1年分の保険料については、4年11月19日に納付されたことが確認される。

加えて、申立人及びその母が納付したと主張する保険料額（25万程度）は実際の保険料額（約36万円）とも相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。